

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年3月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900128号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900052号

## 第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は28万2,000円、平成27年12月28日は36万4,000円、平成28年8月8日は28万5,000円及び平成28年12月27日は36万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日  
② 平成27年12月28日  
③ 平成28年8月8日  
④ 平成28年12月27日

私が所持している賞与明細書によると、A事業所から請求期間①から④までの賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。預金通帳も提出するので、請求期間①から④までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までの賞与明細書、預金通帳、平成27年分及び平成28年分給与所得の源泉徴収票、B市から提出された平成28年度及び平成29年度給与支払報告書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は28万2,000円、請求期間②は36万4,000円、請求期間③は28万5,000円及び請求期

間④は 36 万 5,000 円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与明細書の「銀行振込 1」欄の金額と預金通帳の振込入金額が一致していることが確認できることから、各請求期間の賞与支払年月日については、預金通帳により確認できる振込入金年月日に基づき、請求期間①は平成 27 年 7 月 27 日、請求期間②は平成 27 年 12 月 28 日、請求期間③は平成 28 年 8 月 8 日及び請求期間④は平成 28 年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の各請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900129号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900053号

## 第1 結論

請求期間②から⑤までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は13万円、平成27年12月28日は6万5,000円、平成28年8月8日は13万円及び平成28年12月27日は6万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間②から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月26日  
② 平成27年7月26日  
③ 平成27年12月26日  
④ 平成28年7月26日  
⑤ 平成28年12月26日

私が所持している賞与明細書によると、A事業所から請求期間①から⑤までの賞与が支払われており、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。預金通帳も提出するので、請求期間①から⑤までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②から⑤までについて、請求者から請求期間②から⑤までのものとして

提出された賞与明細書、預金通帳、平成 27 年分及び平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、B 市から提出された平成 28 年度及び平成 29 年度給与支払報告書により、A 事業所から請求者に対して請求期間②は 13 万円、請求期間③は 6 万 5,000 円、請求期間④は 13 万円及び請求期間⑤は 6 万 5,000 円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者から請求期間②から⑤までのものとして提出された賞与明細書の「銀行振込 1」欄の金額と預金通帳の振込入金額が一致していることが確認できることから、請求期間②から⑤までの賞与支払年月日については、預金通帳により確認できる振込入金年月日に基づき、請求期間②は平成 27 年 7 月 27 日、請求期間③は平成 27 年 12 月 28 日、請求期間④は平成 28 年 8 月 8 日及び請求期間⑤は平成 28 年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から⑤までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②から⑤までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A 事業所が平成 27 年 2 月 26 日付けで日本年金機構 C 事務センター（当時）に提出した平成 26 年 12 月 26 日支払いの賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、請求者の氏名が記載された行には「処理不要」の押印があり、賞与額の欄は「0」と記載されていることが確認できる。また、当該賞与支払届に添付された「H26 冬季賞与 12/26 支給」と記載された賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）によると、請求者の賞与に係る欄は「0」と記載されており、請求者に請求期間①の賞与が支払われていないことが確認できる。

また、上記のとおり A 事業所が日本年金機構 C 事務センターに提出した賞与支払届及び賃金台帳によると、請求期間①の賞与支払年月日は平成 26 年 12 月 26 日であることが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳によると、平成 26 年 12 月 26 日の取引内容には、請求者から請求期間①のものとして提出された賞与明細書（以下「請求期間①の賞与明細書」という。）の「銀行振込 1」欄に記載された金額が振り込まれた形跡は見当たらない。

さらに、A 事業所は、請求期間①の賞与明細書の支払年月日は平成 29 年 12 月 28 日である旨回答しているところ、当該賞与明細書において確認できる保険料控除額は、請求期間①当時の厚生年金保険料率で算出されておらず、平成 29 年 9 月以降の厚生年金保険料率で算出された金額と一致している。

加えて、A事業所から提出された賃金規程の第 17 条によると、賞与の支給対象者について、「正規職員のうち支給日当日に在籍している者とし、入社後 6 ヶ月を経過しない者を除く。」と規定されており、請求者及び同事業所から提出された雇用契約書により平成 26 年 9 月 11 日に入社したことが確認できる請求者は、同年 12 月において上記規定の入社後 6 か月を経過しない者と認められることから、請求者に対して請求期間①に係る賞与は支払われなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900190号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900054号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年4月から同年8月までの標準報酬月額については10万4,000円から12万6,000円とする。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年4月1日から同年9月1日まで

A事業所の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書で確認できる支給額と比べて低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所に係る平成28年4月1日付けの労働条件通知書によると、賃金欄には基本賃金月給12万円、諸手当の額等は服務規程による旨が記載されている。また、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書、同事業所から提出された請求者に係る平成28年の「給与台帳(支給)」及び「給与台帳(控除)」(以下併せて「給与台帳」という。)によると、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる厚生年金保険被保険者資格取得時(平成28年4月)において請求者に支払われた総支給額12万3,500円及び保険料控除額1万1,232円のそれぞれに見合う標準報酬月額は12万6,000円となり、オンライン記録により確認できる標

準報酬月額 10 万 4,000 円より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 事業所の履歴事項全部証明書によると、請求者は、平成 28 年 6 月 7 日から令和元年 6 月 4 日まで同事業所の役員であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に社会保険事務及び経理事務に関与していない旨回答しているところ、A 事業所、請求期間当時に社会保険事務及び経理事務を担当していた者も、請求者は請求期間において社会保険事務及び経理事務には関与していない旨回答している。また、請求者が名前を挙げた同僚 3 人及び同事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できた 2 人の計 5 人に照会したところ、回答があった 5 人全員が、請求期間における社会保険事務及び経理事務の担当者として請求者とは別な者の名前を挙げており、請求者が請求期間において社会保険事務及び経理事務に関与していたとの回答は得られなかったことから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る誤った資格取得届を日本年金機構 B 年金事務所に提出し、保険料についても訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900260号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900055号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年4月1日から同年3月23日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和53年3月23日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月23日から同年4月1日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和53年4月1日とされているが、私は、同年3月23日から同社に勤務していたので、同日を被保険者資格の取得年月日として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答、同社から提出された「職員住所録2」及び請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、請求期間における請求者の勤務形態について、B業務に従事し、1日の勤務時間は8時から17時までであり、昭和53年4月1日以降も勤務形態の変更は無い旨回答していることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められる。

さらに、A社担当者は、請求期間当時に係る給与関係資料は無いが、現在の研修期間中における給与は月給を日割り計算し支払っており、請求期間当時においても給与は当然支払われていたと思われる旨陳述しており、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和53年4月1日の報酬月額は8万1,000円で

あり、前述のとおり請求期間と昭和 53 年 4 月 1 日以降の勤務形態に変更はないと認められることから、請求者は、標準報酬月額 8 万円に相当する報酬月額が請求期間に事業主により請求者に支払われていたと認められる。

しかしながら、A 社は、請求期間に係る給与関係資料は無い旨回答しており、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できない。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 53 年 3 月 23 日であると認められ、請求期間の標準報酬月額を 8 万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900261号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900056号

## 第1 結論

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成16年8月5日、標準賞与額を35万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年8月5日、標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成21年8月

私は、請求期間①から③までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から③までに係る賞与の記録が無い。

請求期間②及び③については、賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、賞与明細書は所持していないが、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された同僚の賃金台帳により、請求者は請求期間②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から35万1,000円、請求期間③に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から23万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、請求期間②は事業主から提出された同僚の賃金台帳から平成16年8月5日、請求期間③は事業主から提出された請求者の上記賃金台帳から、平成21年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、A事業所は、請求期間①に係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、平成15年の月例給に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）を所持している旨陳述しているものの、事業主は、請求期間①の賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗

じて算出していたが、賞与支給率については、平成 20 年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成 15 年から平成 19 年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①に係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900263号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900057号

## 第1 結論

- 1 請求期間⑫について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成25年7月15日、標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑬について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成25年12月15日、標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

請求期間⑭について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成26年7月15日、標準賞与額を11万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑮について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成26年12月15日、標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑯について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成27年7月15日、標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑰について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成27年12月15日、標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑱について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成28年7月15日、標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

請求期間⑲について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成28年12月15日、標準賞与額を2万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑳について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成29年7月15日、標準賞与額を1万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑫から⑳までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間⑫から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における標準賞与額について、請求期間⑬は22万2,000円、請求期間⑭から⑰までは20万4,000円、請求期間⑱は15万円、請求期間⑲及び⑳は14万円に訂正することが必要である。

請求期間⑬から⑳までの訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年 7 月  
③ 平成20年12月  
④ 平成21年 7 月  
⑤ 平成21年12月  
⑥ 平成22年 7 月  
⑦ 平成22年12月  
⑧ 平成23年 7 月  
⑨ 平成23年12月  
⑩ 平成24年 7 月  
⑪ 平成24年12月  
⑫ 平成25年 7 月  
⑬ 平成25年12月  
⑭ 平成26年 7 月  
⑮ 平成26年12月  
⑯ 平成27年 7 月  
⑰ 平成27年12月  
⑱ 平成28年 7 月  
⑲ 平成28年12月  
⑳ 平成29年 7 月

私は、請求期間①から⑳までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、国の記録では請求期間①から⑳までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、請求期間①から⑳までに係る賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間⑫から⑳までについて、A事業所から提出された請求者に係る平成25年から平成 29 年分までの源泉徴収簿及び給料支払明細書（控）並びにB銀行か

ら提出された通常貯金預払状況調書により、請求者は請求期間⑫から⑳までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑫から⑳までに係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び給料支払明細書（控）により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間⑫は14万7,000円、請求期間⑬は22万円、請求期間⑭は11万7,000円、請求期間⑮及び⑯は11万5,000円、請求期間⑰は11万3,000円、請求期間⑱は3万円、請求期間⑲は2万8,000円、請求期間⑳は1万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、上記源泉徴収簿及び通常貯金預払状況調書から、請求期間⑫は平成25年7月15日、請求期間⑬は同年12月15日、請求期間⑭は平成26年7月15日、請求期間⑮は同年12月15日、請求期間⑯は平成27年7月15日、請求期間⑰は同年12月15日、請求期間⑱は平成28年7月15日、請求期間⑲は同年12月15日、請求期間⑳は平成29年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑫から⑳までに係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑬から⑳までについて、A事業所から提出された請求者に係る平成25年から平成29年分までの源泉徴収簿及び給料支払明細書（控）により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間⑬は22万2,000円、請求期間⑭から⑰までは20万4,000円、請求期間⑱は15万円、請求期間⑲及び⑳は14万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑬から⑳までの訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から⑪までについて、A事業所は、請求期間①から⑪までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない旨回答していることから、請求者の請求期間①から⑪までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑪までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑪までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間①から③まで及び請求期間⑥から⑪までについて、C銀行から提出された預金取引明細表及びB銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、A事業所に係る賞与と推認できる振込額が確認できるところ、同事業所において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚に照会を行ったものの、当該同僚は賞与明細書を所持していないことから、当該期間の賞与について同事業所が厚生年金保険料控除額の算出に用いていた厚生年金保険料率を確認することができず、当該振込額から請求者の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑪までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900244号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900058号

## 第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月20日  
② 平成16年8月5日  
③ 平成16年12月20日  
④ 平成17年8月5日  
⑤ 平成17年12月20日  
⑥ 平成18年8月5日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑥までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)は所持していないが、賞与明細書及び月例給に係る給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)を所持している同僚から賞与額が基本給の何か月分であったのかを教えてもらい、私が記憶している平成15年から平成18年までの基本給から請求期間①から⑥までの賞与額を算出したので、当該賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑥までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑥までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与明細書は所持していない旨陳述していることから、請求期間①から⑥までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、平成15年から平成18年までの一部期間に係る給与明細書を所持している旨陳述しているものの、事業主は、請求期間①から⑥までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種のものであっても異なることがあった旨回答している。また、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑥までに係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900247号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900059号

## 第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月20日  
② 平成16年8月5日  
③ 平成17年8月5日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年8月5日  
⑥ 平成18年12月20日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑥までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)及び平成15年から平成18年までの月例給に係る給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)は所持していないが、賞与明細書及び給与明細書を所持している同僚から賞与額が基本給の何か月分であったのかを教えてもらい、私が記憶している平成15年から平成18年までの基本給から請求期間①から⑥までの賞与額を算出したので、当該賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑥までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑥までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与明細書は所持していない旨陳述していることから、請求期間①から⑥までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑥までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種のものであっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成15年から平成18年までの基本給を確認できる給与明細書を所持していない上、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑥までに係る賞与支給額を推認することはできない。

また、請求者は、平成16年分及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、平成16年及び平成17年の給与明細書は所持していない旨陳述していることから、当該源泉徴収票から、請求期間②から④までに係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900257号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900060号

## 第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月20日

② 平成16年8月5日

③ 平成16年12月20日

④ 平成17年8月5日

⑤ 平成17年12月20日

⑥ 平成18年8月5日

⑦ 平成18年12月20日

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑦までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)は所持していないが、請求期間①から⑦までに係る賞与基本額を手帳に記載していたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書は所持していない旨陳述していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料

控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与基本額を賞与支給時に手帳に記載していたので、当該賞与額を記録してほしい旨陳述しているところ、当該手帳に記載されているとする金額が賞与支給額であることを裏付ける資料はほかに無いことから、請求者の主張のみをもって、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額と判断することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900258号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900061号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

私は、請求期間において、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間に係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間に係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間に係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900259号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900062号

## 第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年8月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年8月  
⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法に

ついて、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900265号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900063号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年4月30日から同年5月1日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成29年4月30日とされているが、雇用保険の離職年月日も同日となっており、当該喪失年月日と離職年月日が符合していない。同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年5月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及び請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成29年4月30日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る平成29年4月分給料台帳(以下「給料台帳」という。)によると、「4/29付退職」と記載されていることが確認できる上、B年金事務所から提出された同社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(写)(以下「資格喪失届」という。)によると、請求者の退職年月日は同年4月29日、資格喪失年月日は同月30日と記載されていることが確認できる。

また、A社は、上記給料台帳及び資格喪失届で確認できる請求者の退職年月日と雇用保険の離職年月日が相違することについて、雇用保険の届出に誤りがあったためであり、請求者の正しい退職年月日は平成29年4月29日であると回答している。

さらに、請求者は同僚への照会を希望していない上、上記雇用保険被保険者資格

取得届出確認照会回答書、雇用保険の加入記録、給料台帳及び資格喪失届以外に請求者の請求期間の勤務に係る資料は見当たらないことから、請求者が平成 29 年 4 月 30 日まで勤務していたことは確認できない。

加えて、上記給料台帳によると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていないことが確認できる上、請求者は、請求期間に係る給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していないため、保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900273号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900064号

## 第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年8月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年8月  
⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑦までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)及び平成15年から平成18年までの月例給に係る給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)は所持していないが、年間で基本給の3.5か月又は4か月分の賞与を支給されていたので、調査の上、私が記憶している平成15年から平成18年までの基本給から算出される賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑦までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成15年から平成18年までの基本給を確認できる給与明細書を所持していない上、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑦までに係る賞与支給額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。